

令和3年度後期（年末期）の商品量目立入検査結果（速報）

令和4年1月7日

宮城県計量検定所

宮城県計量検定所では、消費者保護の推進を図るため、商品の流通が活発化する時期に、食料品の内容量（量目）の表示と、はかりの使用状況について、スーパーマーケットに立ち入り、検査を実施しました。商品量目立入検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 実施期間

令和3年12月13日（月曜日）～ 令和3年12月21日（火曜日） ※延べ5日間

2 検査実施事業所

仙台市を除く県内（5市町）のスーパーマーケットの全10店舗（11事業所）

3 検査内容

スーパーマーケットで、その店舗内で詰め込みをして計量販売されているパック商品（食肉、魚介、野菜、総菜などの内容量を表示して販売している商品）について、計量法に基づき次の検査を行いました。

（1）内容量の検査

表示された内容量が実際の内容量と比較して、計量法で定められた誤差の範囲（量目公差）を超えて不足していないか。

（2）表示の検査

内容量、計量単位、事業所名、住所の表示内容が正しいか。

（3）計量器の使用状態の検査

定期検査受検の有無、水平状態で使用しているか。

4 立入検査結果

（1）商品量目（内容量及び表示）

① 事業所別

区分	検査事業所数（戸）	不適正事業所数（戸）	不適正事業所率（%）
今回	11	3	27.3
前年度同期	8	3	37.5

② 品目別

区分	検査個数 (個)	不適正商品数 (量目不足) (個)	不適正商品率 (%)	前年度同期 不適正商品率 (%)
食肉類	75	0	0	8.3
魚介類	87	5	5.7	20.0
野菜	85	0	0	2.9
調理食品	75	5	6.7	0
その他	0	0	0	0
計	322	10	3.1	8.6

③ 不適正商品の原因

不適正商品10個の主な原因は、風袋量を少なく見積もっていたこと（風袋量の軽視）によるものでした。

(2) 計量器（はかり）の使用状況

検査した86台のはかりすべてが適正な状態で使用されていました。

5 措置

不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し、正確な計量の励行などについて現場で指導を行いました。

6 その他

商品量目立入検査については、例年、前期（6月～7月）と後期（年末）の年2回実施しています。